

静岡県告示第495号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
浜松市天竜区水窪町奥領家5286の15
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅